


所管部課	福祉部 障害福祉課	部長	吉沢 寿子		
件名	東大和市障害者グループホーム利用者家賃助成事業実施要綱の一部を改正する訓令について				
	区分		1 審議事項	<input type="radio"/>	
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 主な改正点 東大和市知的障害者グループホーム利用者援護事業実施要綱を廃止することに伴い、関連の文言を削除するものである。 ・第2条中「次の各号のいずれかに該当する障害者」を「東大和市から法第28条第2項第4号に規定する共同生活援助に係る訓練等給付費又は特例訓練等給付費の支給決定を受けている障害者」に改め、同条各号を削る。 ・第5条第1号中、「又は知的障害者認定グループホーム利用決定通知書」を削る。 ・第1号様式中「又は知的障害者認定グループホーム利用決定通知書」を削る。</p> <p>(2) 施行日 平成28年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 現在、利用者がいないため影響はない。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> 文書課審査済み。					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> 特になし。					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> 庁議報告後、速やかに手続きを進めたい。					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。